

随意契約結果表(委託等契約)

所属	考古博物館
契約締結年月日	令和5年5月23日
契約者名	(株)テクノプランニング甲信支店
契約名	二又第1遺跡(A・C区)及び上窪遺跡整理作業に係るノートパソコンの賃貸借
契約金額 (税込み)	1,394,800円
随意契約理由	<p>発掘調査における遺構遺物の計測や台帳等の作成は、遺跡測量・編集ソフトの「遺構くん」又は「遺跡管理システム」を用いて行っているが、当該ソフトは、メーカーの違いから操作方法が大幅に異なる。</p> <p>今後、リニア中央新幹線事業や中部横断道開発事業等による発掘現場の増大が確定していることから、どの職員がどの現場に配属されても迅速に測量対応が出来ることが求められるため、今後運用するソフトを、これまでの使用頻度が高く、職員が操作方法を熟練している「遺構くん」に統一することとした。</p> <p>これにより、現時点で当該ソフト等の取り扱いがあり、かつ不具合等が生じた際に迅速な対応が可能な県内事業所を有する業者は、(株)テクノプランニング甲信支店の1社のみである。</p> <p>このため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とし、財務規則第137条第3項の規定により見積合わせを省略する。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号